d　技術力に係る技術職員数値及び元請完成工事高は、各構成員のそれぞれの合計値
e　その他の審査項目（社会性等）は、構成員の算術平均値
イ　専門技術者に関する付与数値は、各構成員の職員の合計値
ウ　工事成績の付与数値は、共同企業体と構成員の工事評定点から得られる数値
⑵　測量・建設コンサルタント等契約　上記４の競争に参加することができない者以外の者の資格審査については、以下の総合数値をもって行うものとする。
①　総合数値の算定方法
ア　年間平均測量等実績高の審査数値・・・・・・・・・・・・・・・・・A
イ　自己資本額の審査数値・・・・・・B
ウ　流動比率及び営業年数の審査数値の合計値・・・・・・・・・・・・・・・C
エ　専門技術者に関する審査数値・・・D
オ　施行成績の審査数値・・・・・・・E
審査結果の総合数値算定方式
Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ
②　各事項の付与数値［表のため略。］
6　資格審査結果の通知
資格審査の結果は文書にて通知（郵送）する。
7　資格の有効期間
資格を付与された日から令和７年３月31日までとする。
8　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所
別記１の「本社（店）所在地及び申請書の郵送先」に同じ。
9　その他
⑴　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。
⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取り扱い　今回の申請時において会社更生法に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
また、令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
なお、更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格が取り消される場合がある。
⑶　合併等により新たに設立された会社等の取り扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。
①　合併等により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社
②　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
④　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
⑤　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社
別記１　本社（店）所在地及び申請書の郵送先（郵送の場合）
［掲載順序　本社（店）所在地　提出場所］
⑴　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
東北農政局農村振興部設計課調整係
〒980―0014 仙台市青葉区本町３－３－１
電話022―263―1111　内線4150
⑵　茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県
関東農政局農村振興部設計課調整係
〒330―9722 さいたま市中央区新都心２－１　電話048―600―0600　内線3559
⑶　新潟県、富山県、石川県及び福井県
北陸農政局農村振興部設計課調整係
〒920―8566 金沢市広坂２－２－60　電話076―263―2161　内線3523
⑷　岐阜県、愛知県及び三重県
東海農政局農村振興部設計課調整係
〒460―8516 名古屋市中区三の丸１－２－２　電話052―201―7271　内線2614
⑸　滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
近畿農政局農村振興部設計課調整係
〒602―8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町　電話075―451―9161　内線2516
⑹　鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
中国四国農政局農村振興部設計課調整係
〒700―8532 岡山市北区下石井１－４－１
電話086―224―4511　内線2620
⑺　福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県
九州農政局農村振興部設計課調整係
〒860―8527 熊本市西区春日２―10―１
電話096―211―9111　内線4719
別記２　測量・建設コンサルタント等業務インターネット申請に係るパスワード発行のために必要な書類の送付先
インターネット一元受付ヘルプデスク
〒980―0811 宮城県仙台市青葉区一番町４―７―17ＳＳ．仙台ビル２階　測量・建設コンサルタント等業務一元受付ヘルプデスク
電話022―397―9558

競争参加者の資格に関する公示

令和５・６年度において裁判所の建設工事及び測量等の業務に関する競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和４年10月31日
最高裁判所事務総局経理局長　氏本　厚司
◎調達機関番号　003　◎所在地番号　13
1　契約の種類及び区分
⑴　工事種別
建設工事：建築一式工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、消防施設工事、解体工事
⑵　業務種別
測量等：測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務
2　定期受付の申請の時期
⑴　インターネット方式
ア　パスワード発行申請受付期間　令和４年11月１日から令和４年12月28日まで。
イ　申請用データ受付期間　令和４年12月１日から令和５年１月13日まで。
ウ　アドレス
㋐　建設工事
https://www.pqr.mlit.go.jp/
㋑　測量等
https://www.pqrc.mlit.go.jp/
エ　システム稼働時間　平日９時00分から17時00分まで。土曜日、日曜日、祝日、並びに年末年始（令和４年12月29日から令和５年１月３日）の終日及び平日の17時00分から９時00分までの間は、システム運休。
⑵　文書郵送方式及び文書持参方式　原則として受け付けない。
ただし、インターネット方式で対応していない申請（共同企業体（経常ＪＶ）に関する申請等）の受付期間については次のとおり。
令和４年12月１日から令和５年１月31日まで（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第１条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く。）。
文書郵送方式による申請は、当日消印有効。
文書持参方式による申請の受付時間は、９時30分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。
なお、上記２⑴及び⑵の期間後の申請については、後記９の随時受付となるため、充分余裕をもって申請を行わない場合には、参加希望入札等に間に合わないことがあるので留意すること。